

@Benefit 規約

第1条 (目的)

@Benefit (アットベネフィット) (以下、「当会」という。)は、メンバー法人の福利厚生の実現を図り、利用者の生活総合支援を行うことを目的として、株式会社 GENOVA 株式会社 (以下、「当社」という。)が、入会契約を締結したメンバー法人に対して提供する会員制サービスである。

第2条 (メンバー法人、メンバーの定義)

メンバー法人とは、当社が入会を認めた法人、組織、会社、団体等 (以下、「法人等」という。)をいい、その構成員を利用者という。

第3条 (運営)

当会の運営は、@Benefit サポートセンターが行う。

第4条 (入会条件及び成立時期)

- 1 メンバー法人となる法人等の構成員全員が当会に入会するものとし、構成員の一部のみが希望により入会することはできない。ただし、当社により承認された場合はその限りではない。
- 2 当会への入会は当社所定の入会申込書等が提出され当社が入会を承認した時点で成立し、原則として承認後に入会のキャンセルはできないものとする。
- 3 入会后、メンバー法人は入会金及び初回会費等を当社所定の期限内に支払うものとする。
- 4 当会のサービスは、入会后に当社所定の手続きを経たうえで開始できる最も早い月から開始されるものとする。

第5条 (入会金・会費)

- 1 メンバー法人は入会后に所定の入会金を、サービス開始までの期間で当社が指定する期日まで所定の方法で支払うものとする。
- 2 メンバー法人は、別に定める会費 (全利用者分) 及びガイドブック代等を、当社が指定する方法で指定された時期までに支払うものとする。
- 3 支払われた入会金、会費及びガイドブック代等は、返金されないものとする。
- 4 入会金及び会費の支払いが、銀行振込又は口座振替による場合の振り込み手数料は会員の負担とする。

第6条 (入会期間・解約)

入会期間は、サービス開始月から1年間とする。入会期間満了月の前月15日までに所定の用紙による解約の届け出がない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。ただし、メンバー法人は、入会期間満了月までの会費残額 (解約を申し入れた月の月会費相当額×期間満了までの会費未払月数) 契約満了を一括で支払うことにより、入会期間中であっても解約することができるものとする。

第7条 (利用者の変更)

メンバー法人が利用者を変更する場合、毎月15日までに所定の用紙にて届け出るものとし、それにより会費が変更される場合は、届け出をした日の属する月の翌月から変更されるものとする。

第8条 (資格の喪失及び契約の解除)

メンバー法人が各号のいずれかに該当した場合は、直ちに資格を喪失するとともに当社が契約を解除できるものとする。また、当該メンバー法人は、契約が解除されたことにより発生した当社又は当会に与えた損害を、当社の請求に応じ賠償するものとする。

- (1) 当会を退会した場合
- (2) 監督官庁から営業の取消又は停止、の処分を受けた場合
- (3) 当会が指定する期日までに会費を支払わなかった場合
- (4) 破産、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算の申立若しくはそれに類する行為をした時、又は申立を受けた場合
- (5) 事業所単独の入会においてはその事業所が廃止された場合
- (6) その他本規約に定める条項に違反した場合
- (7) 当社が、当会のメンバー法人又は利用者として相応しくないと判断した場合

第9条 (資格の譲渡)

メンバー法人及び利用者は、当会サービスにおける資格を他に譲渡し、又は継承させることはできない。

第10条 (利用資格)

当会サービスを利用できる者は、原則として利用者本人及び利用者の2親等以内の親族 (以下、「利用者の親族」という。)とする。なお、利用者の親族についての責任はメンバー法人及び利用者本人が負うものとする。

第11条 (会員証)

- 1 当社は利用者に対し、「えらべる倶楽部 (JTBベネフィット)」会員証 (以下、「会員証」という。)を発行し、利用者たる資格を有する期間これを貸与する。
- 2 利用者は、当会サービスの利用にあたって会員証の提示を求められた場合には、速やかに提示しなければならない。
- 3 メンバー法人は、利用者が会員証を紛失した場合、当会に所定の用紙にて届け出を行うものとし、再発行のための費用はメンバー法人の負担とする。
- 4 メンバー法人が退会をする場合、直ちに、全利用者の会員証を回収して当社に返還しなければならない。
- 5 利用者がメンバー法人を退職するなどの理由により資格を喪失した場合、メンバー法人は直ちにその者の会員証を回収し、当社に返還しなければならない。
6. 会員証の取扱い及びえらべる倶楽部の利用については、えらべる倶楽部の規約を遵守する。

第12条 (遵守事項)

メンバー法人は、次の事項を遵守すると共に利用者にも遵守させなければならない。

- (1) メンバーの登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の用紙にて届け出を行うものとする。
- (2) 会員証は、第10条に定める利用資格に該当しない者に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 当会にて取り扱うクーポン券類を譲渡又は転売の対象にしてはならない。
- (4) 施設・サービスの利用にあたっては、その施設・サービスの利用規定等諸規定に従わなければならない。
- (5) 当会で提供する施設・サービスを営業行為等の目的に利用してはならない。
- (6) 当会の提供する施設・サービスを利用する場合、所定の料金を支払わなければならない。
- (7) 施設・サービスの利用にあたって、事故、損害賠償等が生じた場合は、誠意をもって対処することとし、当社はその責を一切負わない。
- (8) メンバー法人が解約又は解除又は利用者退職した時は、当会の各種提携サービスの利用資格を失うものとする。

第13条 (サービスの廃止、利用制限)

天災、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合、当社は当会のサービスを廃止又は利用制限することができる。

第14条 (規約の改定等)

当社は、当会の健全な運営を図るため、必要に応じ本規約を変更することができる。変更にあたって、当会のHPなど当社が定めた方法にて会員にその内容を通知する。

第15条 (個人情報の取扱)

- 1 当社は、業務上知り得た利用者の個人情報を、当会及び当社サービスの提供を目的とする以外に使用しないものとする。
- 2 利用者の個人情報の提供は任意となるが、必要な個人情報が提供されない場合、当会サービスが利用できないことがある。
- 3 入会にあたってメンバー法人より提出される利用者の個人情報については、本人が、本条第1項の内容に同意したうえで当社に提出されたものとみなす。
- 4 当会及び当社サービスの提供に際し、業務上適切に個人情報を保護できる委託先 (秘密保持契約を締結) に個人情報を預託する場合がある。
- 5 当社は、利用者本人又は利用者の親族が本規約に違反している疑義がありかつ当社が必要と認めるときには、その各人の個人情報を開示ことができ、利用者本人及び利用者の親族は予めこれを承諾する。

第16条 (サービスの追加・変更)

当会のサービスの内容、利用料金等の追加、変更などについてはHP、FAX又はEメール等に掲載し、メンバー法人へ通知を行う。

第17条 (サービスの第三者委託)

当会のサービス運営、管理は当社が適当と判断した事業者に委託することができる。

第18条 (管轄裁判所)

本規約又は当社紹介サービス等に関して生じたメンバー法人及び利用者当社との間の紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

第19条 (免責事項)

- 1 当会サービス又は情報について、メンバー法人又は利用者が期待する水準に達するものであることを保証するものではなく、利用者が当会サービス等を利用する場合には、自らの判断において、選定・利用するものとし、当社はその責任を負わないものとする。
- 2 当会サービス又は情報によって、メンバー法人又は利用者損害が発生した場合には、メンバー法人又は利用者は当会サービスの提携施設等に対して損害の補填又は賠償を請求するものとし、当社は当社の責に帰すべき明らかな事由がある場合を除きその責任を負わないものとする。

第20条 (総則)

本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ当社が定める。